時事新報

明治十八年九月十日（水曜日）
舊乙酉八月二日　つちのと、たつ
日出午前五時四十分　日入午後六時十四分　月出午前六時五十分　月入午後七時零六分　滿潮午前六時十七分　午後六時三十九分
（西曆一千八百八十五年）

時事新報定價（日曜日ハカリ休刊）
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ揭クル各地ニ於テハ郵送料ニテ配達致候
東京　横濱　横須賀　從静奈川至小田原驛　函根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　福山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　德島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　豐橋
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ卷
函館　青森　弘前　宇都宮　高崎　八王子
其他郵便局ノ遠隔ナル所ハ別ニ郵便料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上卅日迄	卅一日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘	六錢四厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘	五錢六厘
自卅一行至五十行	八錢	六錢五厘	五錢八五	五錢五厘	五錢二厘
五十一行以上	七錢	六錢	五錢四厘	五錢一厘	四錢八厘

時事新報

農工商人たるは志士の耻辱にあらず

金即ち是權にして東西古今の通語にして就中近世西洋の文明が世界を風靡するに及びて金力の効驗最も著しく一國の最大事より一家一身の最小事に至るまで其成否を決するものは必ず金力の多少にあらざるはなし近來露國が印度侵略策實施手續中の一事として阿富汗の境を蹴えて兵を進めたるを見て英國は今更の事のやうに又候驚き是れより内露人の入るを許さずと大に異議を唱へ若し露人にして退去を肯せざるに於ては是非に及ばず干戈を以て相見ゆべしとて俄かに軍艦を艤裝し兵士を召集し日夜軍備に怠りなければ露國も亦大に海陸の軍を戒め戰爭の用意頻りなりしが遂に今日に至るまで何たる沙汰もなく電報の報道する所に依れば露國は彌々暫時其進策略を見合せて英國と和睦したりといへり思ふに必ず事實あらん最初英露の差縺を次第に困難に陷り今にも破裂すべき模様にて一日〳〵と日を送る時に際し英人等の說に英露は一日其破裂を延引すれば一日丈け平和に近寄りたるものあり露人が備ふる戰を開かざるは尙其軍備に不足する所ありと思へばなり此不足を補はんとして目下甚だ戰爭の用意に忙はしく費す所日に幾千萬なり今の戰爭は實に莫大の金を要す今日露政府が戰備に先に日々費えつゝある金額は三十年前英佛兩國を相手にしてクリミヤの戰爭に日々費したる金額と大抵同一のものならん露國は財政困難あるは世人の知る所にして其力決して斯る費用に堪え得るものにあらず戰備一日を長くすれば一日丈け露政府の苦痛を增すものあるが故に露政府は遂に其苦痛に堪へずして差和睦を締するの利益を悟ることあらんと云ひ居たるが果して然り荏苒今日に至りて英露の開戰は何時か立消となり到底其事なかるべき有様あり蓋し古の戰爭は武術腕力を闘はし武力の優れる者人を制するの法なりしが今日文明大に進み蒸氣電氣以下れ諸力其實用の妙を極むる日ハ然ら也萬夫不當虫をも欺く驍勇の武士も一小器械の發射する豆大の飛丸の爲に三百歩の外に斃され五重の塔を横にしたるが如き大砲、山を浮べたるが如き鐵艦等自由自在に人の命を服し海に陸に敵軍を覆し敵城を屠る事の容易なる磐石を以て卵を壓するに異ならず此等の利器と利用する者と寡弱の兵を以て強衆の兵ゟ勝ち此等の利器と所有せざる者は百萬の蟻群よして數頭れ羊群をも制するみと能わざるなり而して此等の利器は皆錢を以て購ふべきものにして器の利ますく利なれば之れを買ふの錢ますく澤山なるを要す是に於てか當時戰爭の事は單に富を闘はすの事と爲り彼が千金を投じて一砲を購へば我れは萬金を投して十砲を購ひ彼れ百萬金と才覺して一艦と製造すれば我れは千萬金と才覺して十艦を製造し未だ陣に臨まざるに早く既に勝敗の數歴然として十露盤の表面に現はれ來るが故に天下の至愚者より外は貧國にして富國と力を角せんと試むる者なし即ち金即是權の世の中にして國の獨立幸福を全うするの法は唯國を富ますより外に工風なき所以なり

一國の獨立幸福と全うするは金の力に在りて人の力に在らず一家一身の獨立幸福と全うするも亦金の力に在りて人の力にあらざるなり試みに人間社會を通覽すべし何事か金を以て成し得べからざるものあるか何事か金なくして成し得べきものあるか金あれば百事皆成すべく金なければ一事も成すべからざるは今の文明社會の通則なり我輩は其事例を舉けて一々細說するを要せざ唯人々自ら之れを我一身に顧みれば凡ろ世に在て爲すことあらんとする者は間接にも直接にも必ず金の働きを仮らざるべからざる事を合點するならん然るに今我輩が日本社會の實況を通覽して甚だ不審に堪えざるは世の所謂有志者なる人々が此大切無類なる金を視るみと土塊の如くあれを捨るに容易にしてこれを得るに甚だ懶きみと是れなり此風は就中今の少年學生輩の中に最も盛んなるが如き觀あるに似たり老成人は尙は恕すべし少年諸士の不注意に至りては我輩實にこれと慕まざると得ざる何となれば今より以後の日本は皆此輩士の主宰する日本なれはなり試みに今の教育ある少年人士と見るべし夙に内外の法律政治經濟歴史文學等を修め其學識の高尙深遠なる實に世界の學士政論家たるに愧ぢざる者比々皆然らざるはなし然れども此人々は概ね皆金を儲くるの藝能に乏しくして十中の八九は無賴貧困なる不平の徒なり此人既に經濟學を知る金の貴重すべきを知らざるにあらず此人既に法律學を知る私有權の堅固恃むに足るべきを知らざるにあらず然るに何の遠慮する所ありてか唯金を費やす事に達して金を作る事に慣れず自家の衣食住を得るは父兄の供給を仰くか否らざれば政府に奉仕して俸祿を仰ぐより外に其道あるものと爲すが如し其心に思へらく日夜營々金を儲くるは素町人の事なり終日食はず終夜寢ねず世と競ふるは我等の事なり身を役して家を要ふるは文盲人の仕事なり天下と治むるは我等志士の任なりとて己れ一人れ肩に一國の運命を引受けたる了見にて區々產業の事を屑とせず日夜唯天を仰ぎて歎息する者滔々たる書生社會皆然らざるはなし是れ我輩の最も遺憾とする所なり或は曰く今の日本には官途を除くの外農工商社會はの名譽あることあし故に農工商業と厭忌するの極遂には人事の本源たる金錢を作る事をも輕蔑して今の惡風俗と成したるなりと然れども我輩竊かに案ずるに今の日本の農工商業ゟ名譽なきは業れ罪にわらずしてこれに從事する人れ罪なりと若し實の名譽ある人にして農工商業に從事せば何ぞ名譽れ輝かざる理わらんや人の農工商業に名譽を附するを待く始先て農工商人たらんとする者は所謂一身の獨立幸福と他人の手中に托したる人なり果して爲すことなるの人物ならんかい何ぞ他人と待つことを要せんや自から進んで自家の農工商業に無上の名譽を附すべきのみ我輩は今の日本の農工商業に名譽なきと口實として今の少年諸士が農工商人たる事と勉めず又金を儲くる事と勉めざるは甚だしき了見違ひなりと信ずるなり

官報

〇農商務省告示第二十五號（前號ノ續）

第三章　爲替拂渡

第二十五條　爲替證書ノ金額ハ差出人ノ指定セル拂渡局ニ於テ其振出局ノ爲替報知書ニ照ラシ受取人ヲ尋問シタル後拂渡スモノトス〇第二十六條　爲替證書ノ金高番號又ハ受取人ノ名前等爲替報知書ニ符合セサルカ又ハ報知書未達等ノ事故アルトキハ拂渡局ニ於テ受取人ニ拂渡停延書ヲ交付シ其ノ事故ヲ振出局ニ問合スヘシ　受取人ハ停延書ノ滿期ニ至リテ更ニ爲替金ノ拂渡ヲ申出テ尙ホ規則ノ通手數ノ上爲替金ヲ受取ルヘシ〇第二十七條　若シ前條ノ場合ニ於テ振出局ヨリ回付セル更訂報知書ノ金額證書ノ金額ニ過不及アリテ證書金額ノ誤ナル「判明シタル片ハ其受取人ハ證書ノ裏面ニ現實受取ルヘキ金額及其事故ヲ記載記名調印シ其金ヲ受取ルコトヲ得

第四章　爲替證書再渡

第二十八條　爲替證書再渡ヲ要スルトキハ次ニ揭クル第二十九條乃至第三十一條ニ從ヒ爲替差出人若クハ受取人ハ上販ノ請求書式紙ニ式ノ如ク記載調印シ爲替ヲ取扱フ郵便局ヲ經由シテ驛遞局ニ請求スヘシ〇第二十九條　左ノ場合ニ於テハ爲替差出人ヨリ證書再渡ヲ請求スヘシ但拂込金受領證書ヲ返納スヘシ　一爲替證書紛失シタルトキ又ハ汚斑毀損シテ金高番號印章等必要ノ部分不分明ニナリタルトキ　一爲替證書ニ示ス振出局ニテ爲替金ノ返戻ヲ受クルニ不便ノ爲メ他局ニ於テ返戻ヲ受クルコトヲ要スルトキ〇第三十條　左ノ場合ニ於テハ爲替受取人ヨリ證書再渡ヲ請求スヘシ　一爲替證書ニ示ス拂渡局ニテ爲替金ヲ受取ルニ不便ノ爲メ拂渡局ノ變更ヲ要スルトキ〇第三十一條　左ノ場合ニ於テハ爲替差出人又ハ受取人ヨリ證書再渡ヲ請求スヘシ但差出人ヨリ請求スルトキハ拂込金受領證書ヲ返納スヘシ　一爲替證書有効期限ヲ失ヒタルトキ

第五章　電信ニ依ル爲替ノ特則

第三十二條　電信ニ依テ爲替ヲ發スルトキハ振出局ニ於テ差出人ノ拂込金ニ對シ受領證書ヲ交付シ爲替願書ニ差出人ノ指定シタル郵便局ニ願書ノ諸件ヲ電報スヘシ〇第三十三條　拂渡局ハ電信報知ニ由リ爲替證書ヲ調製シ爲替ノ諸件ヲ其受取人ニ通報スヘシ」受取人ヘ通知ヲ發シタル日ヨリ七日以内ニ爲替證書ノ拂方ヲ請求セサル片ハ拂渡局ヨリ更ニ受取人ニ通報スヘシ」其通報ノ日ヨリ尙七日以内ニ證書渡方ヲ請求セサルトキハ振出局ヲ經テ之ヲ差出人ニ交付スヘシ〇第三十五條　拂渡局ヨリ前條ノ證書到達シタル片ハ振出局ニ於テ其旨ヲ差出人ニ通報スヘシ」差出人ハ振出局吏員ニ前ニ受取リタル受領證書ヲ示シ振出局ノ通知證書ト引換ヘ爲替證書ヲ受取ルヘシ〇第卅六條　前二條ノ順序ヲ經タル後ハ再度電報ニ依リテ其爲替金ヲ受拂スル「ヲ得ス故ニ差出人證書ヲ受取リタル後尙其爲替金ヲ受取人ノ受取ルコトヲ留ムトキハ其證書ヲ受取人ニ遞送スヘシ若シ爲替金ノ返戻ヲ要スルトキハ差出人ニ於テ第二章第二十四條ノ手續ヲナスヘシ（畢）

〇明治十八年九月八日
任大學分校長　從六位　折田彥市

任大學分校教諭…

〇東京府達丙第…
市街清潔法施行…
吏員ヲシテ各部…
メ候儀モ有之候…
達候事
明治十八年九…

〇理學部移轉（…
休業の始に本鄕…
に着手せしが一…

雜報

〇チャーレス
ヤーレス　ヂル…
氏の前妻なり…
の犯姦事件に就…
又氏は目下印度…
結婚の約、整ひ…

〇獨逸れ間諜…
り込みたる由な…
する所となりし…
るか或ハ間諜と…
り逐ひ拂ふとに…
ても何故にや此…
き其他露國在留…
るものありと云…

〇保護預け　目…
者の爲先保護預…
萬五千餘圓あり…

〇野州蚕況　栃…
りしが爲め養蚕…
と得たるを以て…
のあり又秋蚕ふ…

〇三縣下の豊作…
廻して一兩日前…
の田畑と除くの…
は河内足利の二…
は一圓稻作れ更…
量に幾面と作り…
祝ひを爲すに至…

〇佐渡全島の農…
は十三萬石と稱…
く十萬石なりと…
水害は更になか…
稻作に損害と加…
三千石の收穫な…
の際風雨なりし…
不漁にして有名…
し又工商の業は…

〇櫻島の物産…
も其物産の高は…
島は物産お付ま…
煙草　三萬二…
千三百入圓…
九百五十　四千九…
合計九萬六千…

〇…郡　郡下よ特…